



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第46号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

犬、猫捕獲等作業従事手当及び福祉業務従事手当を廃止することとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規**則**

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「職員の特殊勤務手当に関する条例」を「職員には、職員の特殊勤務手当に関する条例」に、「定めるもの」を「定める特殊勤務手当」に改め、「のほか、職員に別表第3に掲げる特殊勤務手当」を削る。

別表第3を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。